

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 1 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 11 号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(教科担任の許可)</p> <p>第18条 免許法附則第2項の規定により、免許教科以外の教科の教授を担当することについて、許可を受けようとするときは、当該学校の校長及び当該教諭は、連署をもって、教科担任許可申請書（様式第18号）を提出しなければならない。</p> <p>様式第18号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="156 904 751 1102"><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>申請教科</td><td>[略]</td><td>申請校長及び教諭の氏名</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]				申請教科	[略]	申請校長及び教諭の氏名	[略]	[略]				<p>(教科担任の許可)</p> <p>第18条 免許法附則第2項の規定により、免許教科以外の教科の教授を担当することについて、許可を受けようとするときは、当該学校の校長及び当該<u>主幹教諭、指導教諭又は教諭</u>は、連署をもって、教科担任許可申請書（様式第18号）を提出しなければならない。</p> <p>様式第18号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="842 904 1437 1102"><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>申請教科</td><td>[略]</td><td>申請校長及び<u>主幹教諭、指導教諭又は教諭</u>の氏名</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]				申請教科	[略]	申請校長及び <u>主幹教諭、指導教諭又は教諭</u> の氏名	[略]	[略]			
[略]																									
申請教科	[略]	申請校長及び教諭の氏名	[略]																						
[略]																									
[略]																									
申請教科	[略]	申請校長及び <u>主幹教諭、指導教諭又は教諭</u> の氏名	[略]																						
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。